

「大分県手話言語条例（仮称）案」に対する 県民意見の募集の結果について

令和3年2月18日

県議会では、令和2年12月21日から令和3年1月22日までの間、「大分県手話言語条例（仮称）案」について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

現在、条例化に向けた作業を進めていますが、お寄せいただきましたご意見と、それに対する県議会の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、33人の皆様から延べ62件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

条例案の条項	ご意見・ご提案の概要	県議会の考え方	
名称	シンプルで覚えやすいので、このまま「大分県手話言語条例」がよい。	ご意見のとおり、条例案のとおり「大分県手話言語条例」としたいと考えています。	
条例の趣旨	内容がとても分かりやすく良かった。 ぜひ制定してもらえると大変嬉しい。		
	手話が言語であることを条例で制定する意義は、以下のとおり大きなものがあると考えます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・未制定の市町村に対して与える影響が大きい。 ・言語として手話を使っているろう者にとって自信を持って手話を使える環境が整うことが期待される。 ・聞こえないろう児を持つ親にとって子供の将来に希望が持てるようになる。 ・ろう者への情報提供を担う手話通訳者の誇りと役割を明確にできる。 ・言語として「手話」を学ぶ聞こえる人たちが増加することが期待される。 ・事業者の役割を定めることにより、ろう者の職場環境が整備されることが期待される。 ・県の障害者計画に反映されるようになり、本条例の更なる進展が期待される。 ・手話による情報発信がメディア等で積極的に行われることが期待される。 ・県の関係各課が担当課として、ろう者の支援関係事業が充実することが期待される。 		
	ろう者が自らの意思を伝えるために日常的に用いる「手話」を「言語」として明確に認識することは、その昔、聾学校で行われてきた口話や読唇を強いる教育からの明確な転換の意思表示であり、手話に市民権を与える画期的な条例であると大いに評価する。 行政には、引き続き聴覚障害者のみならずあらゆる障害を持つ人々を受容しようとする揺るぎない決意に裏付けられた施策の展開を期待する。		
	手話言語条例が制定されることで、色々な国の方がいる別府では多国籍言語・文化が特別ではないのと同じように、手話に親しむ機会が増え、手話が当たり前を受け入れられ、使用できる日常になればと切に願う。		条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。 本条例の制定により、手話が言語であるという理解の促進、手話を必要とする人が手話を獲得し、又は習得する機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備をより一層推進できると考えております。
	大分県においても、手話言語条例を成立させ、ろうあ者や彼らを取り巻く人々が、手話を介して自然に意思疎通を図ることができる社会の実現を早期に行ってほしい。 手話は、ろうあ者の言語であり母国語である。ろうあ者が孤立した社会でなく、県民が何隔てなく暮らせる県政により、皆が平等に過ごせる明るい社会の実現を願う。		ろう者とろう者以外の方、ひいては障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する大分県の実現を目指し、条例制定の取組を進めて参ります。
手話が言語として認められたが、地域社会の中で、手話でいつでもどこでもコミュニケーションできるまでにはなかなか普及していない。県として条例採択の準備をしていることに感謝する。			

条例の趣旨	<p>基本理念のとおり、手話が独自の言語であり、ろう者のコミュニケーションの基盤だという点は、当然のこととして県民に認識されるべき。 高齢のろう者の中には、学校で手話を使えなかったり、手話を蔑視された経験を持つ方が大勢いる。そのような過去から脱却し、手話を誇りをもって使用できるよう県の施策につなげてほしい。 この大分県手話言語条例（案）が採択され、県民にひろく普及するとともに、ろう者と手に手をとって寄り添える社会になるように願う。</p>	
	<p>聴覚障害者が安心・安全な生活ができ、社会参加が促進されることは、すべての人々にとって豊かな暮らしにつながる。手話言語条例が心のバリアフリーにつながるよう、県民一人ひとりが考えていきたい。</p>	
	<p>基本理念にあるとおり、ろう者とろう者以外の方が、お互いに人格と個性を尊重できる社会になってほしいと思う。早期制定を祈る。</p>	
	<p>コロナウィルスに関するニュースを毎日のように見聞きするが、その際にほぼ手話通訳者が付いていることを嬉しく思う。外国のニュースには手話通訳が付くのが一般的ようである。手話を目にすることが多くなった今、手話を広める機会だと思う。</p>	
	<p>聴覚障害者の方々は現在に至るまで大変だったと思う。本当はその辺も理解が深まることが理想と思うが、まずは手話を見聞きするのが当たり前のような環境ができればと思う。</p>	
	<p>手話に対する認知度が高まりつつあるのは感じるが、聴覚障がい者を取り巻く環境はあまり変わらないように思う。今回、大分県が手話言語条例の制定に向けて準備を進められていることを知り、たいへん心強く思っている。 条例の制定を強く希望する。</p>	
	<p>県内の聴覚障害者や手話関係者が待ちに待った条例の制定を楽しみにしています。</p>	
	<p>大分市の手話言語条例の制定に立ち会ったが、手話を必要とする人が手話を習得し、使用できる環境の整備は、県と市の良き連携の上に速やかに実現するものと思われる。 ろう者の方々を理解し手話を言語として受け入れる社会は、障がいがあってもなくてもすべての人々がお互いの弱さを担い合い、寄り添って共に生きる社会に繋がると思う。 よって、手話が言語である主旨の条例を是非制定してもらいたい。</p>	
全体	<p>各項目に「努める」という言葉が多く出ている。 例えば「最大限の努力を払う」「最大限努力する」というような言葉にして、さらに意識してもらえよう促してほしいと切に望む。</p>	<p>一般的な条例の表現に従い、案のとおりとしたいと考えています。 県として、限られた行政資源を最大限活用しながら施策の推進に努めるとともに、条例に定める県民や事業者の役割について普及啓発を進めて参りますので、ご理解ください。</p>
	<p>全国の中でも福祉推進県である大分県にとっていささか遅いと感じているが、大分県手話言語条例の採択の可能性を聞き、重畳の喜びである。 条文の内容に関しては、ろう者がどれだけ理解してくれるのか一抹の不安を感じる。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは、手話によりろう者が条例の内容を理解できるよう、条例概要の手話動画を作成しました。 今後、条例本文についても同様の対応ができるよう検討します。</p>

<p>全体</p>	<p>手話を日常的なコミュニケーション手段として用いている方には、ろう者に加え、盲ろう者、中途失聴者・難聴者もあり、その方たちを対象として明記している県もある。 県民に理解を広げるため、手話でコミュニケーションをとっている盲ろう者、中途失聴者・難聴者の方を排除しないために含めてもらいたい。</p>	<p>本条例案では、聴覚に障がいのある人のうち、手話を使用して日常生活及び社会生活を送る人を「ろう者」と表現しており、手話を日常的なコミュニケーション手段として用いている盲ろう者、中途失聴者・難聴者も対象としています。</p>
	<p>中途失聴者が手話を学ぶには、要約筆記者が通訳することも必要になる。 「手話通訳者等」の「等」には要約筆記者が、「手話を必要とする人」には中途失聴者が含まれるのだとしたら、明記してほしい。</p>	<p>「手話通訳者等」の「等」は、手話奉仕員を指します。要約筆記者が聴覚障がい者の意思疎通支援に果たす役割は大変重要と考えていますが、本条例案では手話に直接関わる方を規定しています。なお第15条では、聴覚に障がいがあり手話以外の意思疎通手段を使用する方への十分な配慮を規定しており、要約筆記者の養成や派遣についても、しっかりと取り組んで参ります。 「手話を必要とする人」については、中途失聴者を含みません。</p>
<p>第1条 (目的)</p>	<p>第1条目的の「手話の普及等（手話に対する理解の促進、…）」は、「手話の普及等（手話とろう者の文化、聴覚障がいに対する理解の促進、…）」にしてほしい。 手話だけでなく聞こえないことで発生する困難さがある。手話とろう者の文化、聴覚障がいの理解が必要と思う。</p>	<p>本条例案は、手話が言語であるゆえの課題に対処するため、制定を検討しているものです。 ご意見のあったろう者の文化や聴覚障がいに対する理解の促進については、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例」等に基づきしっかりと取り組んで参ります。 本条例案における「手話に対する理解の促進」は、手話が言語であることや、ろう者にとっての手話の意義について理解を深めることを指していますが、それにより手話を使用するろう者の文化や聴覚障がいに対する理解も促進されると考えています。</p>
<p>第2条 (基本理念)</p>	<p>第2項に「ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し、」とあるが、ろう者とろう者以外を区別しなくてもよいのではと思う。</p>	<p>手話はコミュニケーション手段であり、手話がろう者とろう者以外の方との懸け橋になることを期待し、このように表現しておりますので、ご理解ください。</p>
<p>第3条 (県の責務)</p>	<p>条例案では、手話の普及のための内容しか触れられていないが、ろう者の生き辛さを解消するための条例にしてほしい。 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ここまですたっている県が多数ある。</p>	<p>本条例案は、手話が言語であるゆえの課題に対処するため制定を検討しているものですが、ご提案をいただいた規定については、行政機関による障害者への合理的配慮を定めた障害者差別解消法の規定に沿ったものであり、県としてろう者への合理的配慮に取り組むことを改めて確認する意味で、規定を盛り込むよう修正します。</p>
<p>第5条 (事業者の役割)</p>	<p>ろう者を雇用するときには手話の使用に関して配慮してほしい。また、就職相談会などでの情報保障をきちんとしてほしい。聴覚障がい者のコミュニケーション手段は人それぞれで、手話通訳や筆談などやりとりの方法が選べるようにしてほしい。 会社側と聴覚障がい者の間のトラブルの背景には、誤解やズレがある。聴覚障がい者には問題ありと思う会社が少なくない。</p>	<p>条例案第5条では事業者の役割としてろう者を雇用する際の手話の使用に関する合理的配慮について、また第13条では事業者に対する県の支援について規定しています。 障がい者の雇用促進は重要な課題であり、手話の使用に関する合理的配慮が進むよう、事業者への啓発や支援に取り組んで参ります。</p>

第5条 (事業者の 役割)	<p>ろう者を対象とした老人ホームがないため、老人ホームに入所しても、コミュニケーション手段は音声と筆談であることが多く、孤立していると感じるろう者も多い。スタッフが聴覚障がいについて理解したり手話を学んだりすることができる機会を設け、高齢のろう者が安心して暮らすことができるようにしてほしい。</p>	<p>条例案第5条では、事業者の役割としてろう者に対しサービスを提供する際の手話の使用に関する合理的配慮について規定しています。 福祉サービスにおいても手話の使用に関する合理的配慮が進むよう、事業者への啓発や支援に取り組んで参ります。</p>
	<p>老人ホームやデイサービスなどのスタッフやケアマネージャーも手話を習得してほしい。ろう者が安心してコミュニケーションできることが重要。</p>	
	<p>政府で検討している、事業者による合理的配慮の義務化について、内容を精査・反映してもらいたい。 大分県の条例案は手話の使用に関する合理的配慮とあるが、ろう者は文章(筆談)でも理解できない場合がある。ろう者の社会的障壁を理解した内容にしてもらいたい。 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚に障害のある人に対しサービスを提供するとき、又は聴覚に障害のある人を雇用するときは、その社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努めるものとする。(他県例)</p>	<p>条例案第5条では、事業者は「手話の使用に関し」合理的な配慮を行うよう努めるとしています。 障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の3では事業主に対し労働者の障がいの特性に配慮した合理的な配慮を行うことを義務付けており、また障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の提供の義務化等)が検討されていますが、本条例案では、それらも踏まえつつ、手話の使用に特化した合理的配慮について定めているため、努力義務としています。</p>
第6条 (施策の策定 及び実施)	<p>施策実施及び変更等に当たり、ろう者の意見を聞くものと明記されてはいるが、具体性に欠ける気がする。手話施策推進協議会を設置する旨規定している県もあり、市町村との連携を図るためにも何らかの措置が必要ではないか。</p>	<p>ろう者からの意見聴取につきましては、当事者の団体である「大分県聴覚障害者協会」からの聴取を想定しています。 また県では、障がい者団体や市町村の代表を委員に含む「大分県障害者施策推進協議会」を開催し、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・審議等を行っていますので、ご理解ください。</p>
第7条 (手話を習得する 機会の確保)	<p>「獲得」という言葉を入れ、「手話を獲得・習得する機会の確保」としてはどうか。 デフ家族(親子とも聴覚に障がいのある家族)の場合、聞こえる人と同じように、赤ちゃんは手話言語を母語として自然に「獲得」しているため。</p>	<p>ご意見のとおり、手話が言語であり、母語として自然に身に付けられる場合があることを明確にするため、条例全体で「習得」と併せて「獲得」という言葉を使用するよう修正します。 「獲得」：幼児期に第一言語(母語)として自然に身に付けること 「習得」：学習により第二言語として身に付けること</p>
	<p>ろう者がいる家族が集中的に手話が学べる場所があればよい。</p>	<p>いただいたご意見は、条例案第7条に規定する手話を習得する機会の確保に係る取組の参考とさせていただきます。</p>
第8条 (手話を学ぶ機 会の確保)	<p>「手話を学ぶ機会の確保」には、基本理念と手話に対する理解を深めるための啓発や配慮に関する学習も含まれているということか。</p>	
	<p>手話の実技を学ぶだけでは不十分で、聴覚障害の社会的・心理的背景を学ぶ機会も設けてほしい。聞こえにくい人たちが社会生活を継続するなかでの不全感や諦観を聞こえる人達に理解してもらおう必要を感じるから。</p>	<p>条例案第8条には、手話を学ぶ機会の確保について規定しており、その中には手話の実技を学ぶだけではなく、基本理念に定める手話の意義に対する理解を深めることを含みます。その点を明確にするため、条文を修正します。</p>
	<p>教育機関、病院、公的機関では手話を習得するのに手話とはどういうものかを理解するためにも、技術だけでなく知識を学習するカリキュラムをつくってほしい。</p>	

第8条 (手話を学ぶ機 会の確保)	<p>ろう者が社会参加するために必要な、県民に対する手話学習の機会の提供について、今後もさらに施策を充実してもらえれば、ろう者の生活の質の向上につながると思う。</p>	<p>条例案第8条には、県民が手話を学ぶ機会の確保について規定しています。 ろう者が手話を使用できる場面が増え、ろう者の社会参加が進むよう、県民が手話を学ぶ機会の確保に取り組んで参ります。</p>
	<p>手話が誰でもどこでも使われろう者が安心して暮らせる社会になるよう、学生だけではなく、特に医師、看護師、警察官、消防士、銀行員、店員などの養成課程に手話の研修を位置づけてはどうか。</p>	
	<p>県民が気軽に手話を学べる環境が必要だと思う。</p>	<p>条例案第8条には、県民が手話を学ぶ機会の確保について規定しています。 県民が気軽に手話に触れ手話を学ぶことができる環境の整備に取り組んで参ります。</p>
	<p>手話を学びたいと本気で思った時に気軽に立ち寄れる「手話の窓口」(保険の窓口的な)が街角にあれば良い。</p>	
	<p>専門分野では基本的な手話の会話ができるような学びが必要であり、特に医療関係者(医師、看護師など)が簡単な医療会話ができるレベルになるよう教育の中に組み込む必要がある。</p>	<p>医療機関における手話による意思疎通については、重要な課題であると認識しており、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、条例案第5条では、事業者の役割としてろう者に対しサービスを提供する際の手話の使用に関する合理的配慮について規定しており、手話の使用に関する合理的配慮が進むよう、事業者への啓発や支援に取り組んで参ります。</p>
<p>人権保障の観点から、多様な障害者が存在しているということを日頃から知っておくべきであり、そのためには幼少期から触れ合う機会を持つとよい。 例えばイベントではあえてテーマや参加者に「障害」の文字を加えない、保育園・幼稚園児とろう者が会う場を設ける、小学校のクラブ活動に手話講座を取り入れる、手話コーラスのクラブや講座の場を広げるなど。</p>	<p>多様な障がいのある人との触れ合いや交流については、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例に基づき取り組んでいるところです。 また、条例案第8条には、ろう者や手話通訳者と連携し県民が手話を学ぶ機会を確保することを規定しており、ろう者の協力を得ながら県民が手話を学ぶことができる機会の確保に取り組んで参ります。</p>	
第9条 (手話を用いた 情報発信等)	<p>聴覚障害者にも情報が届くように、ニュースや情報番組に手話通訳を付けてほしい。</p>	<p>条例案第9条では、県はろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話を用いた情報発信に努めるとしています。 県では、記者会見での手話通訳の実施や県の広報番組への手話通訳の挿入などを進めており、引き続き、手話を用いた情報発信に取り組んで参ります。</p>
	<p>地域での防災訓練時の情報保障が十分ではない。手話通訳者が配置できない場合は、音声文字変換などのアプリを利用して確実な情報の伝達をしてほしい。</p>	<p>条例案第9条では、災害その他非常の事態の場合にろう者が手話等により情報の取得や意思疎通ができるための必要な措置について規定しており、この「手話等」には手話の他、文字(アプリ含む)を含みます。 災害時の適切な対応には、訓練における準備が大切ですので、いただいたご意見は、取組に当たっての参考にさせていただきます。</p>
	<p>こういった場でどのように発信するのか分からないので、具体的に書いてほしい。(公共機関、施設等で音声アナウンスに手話もつけてアナウンスをする等)</p>	<p>条例案第9条では、県はろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話を用いた情報発信に努めるとしています。 具体的な取組内容につきましては、その時々状況や優先順位等を踏まえて、決定・実施することが適当と考えています。</p>

第10条 (手話通訳者等の養成等)	ろう者が社会参加するために必要な手話通訳者の養成について、今後もさらに施策を充実してもらえれば、ろう者の生活の質の向上につながると考える。	条例案第10条では、手話通訳者等の養成及び確保並びにその技術の向上について規定しています。 手話通訳による必要な意思疎通支援が図られ、ろう者の社会参加が進むよう、手話通訳者の養成等に取り組んで参ります。
	ろう者に通じる手話通訳者の養成のために、本来の言語使用者であるろう指導者（ろう者である手話通訳養成指導者）の確保並びに養成が必要である。	
	県内各地の手話サークルや全国手話通訳問題研究会大分支部で学習されている方が、コロナウイルス感染症対策を取りながらオンライン会議システムを活用して学習に取り組んでいるが、Wi-Fi環境が十分でない公共施設が散見される。 手話学習会や手話通訳奉仕員養成講座等を行う公共施設にWi-Fi環境を整え、ろう者と共に手話学習会が開催できる環境を構築してほしい。	いただいたご意見は、条例案第10条に規定する手話通訳者の養成等に係る取組の参考とさせていただきます。
第11条 (手話通訳者の派遣体制の整備)	手話通訳者を職業として確立させ、行政、病院等において専門職として身分保障をしてほしい。	いただいたご意見は全国的な課題であると認識しており、条例案第11条に規定する手話通訳者の派遣体制の整備に係る取組の参考とさせていただきます。
	手話通訳派遣制度に関して、個人の趣味と娯楽などに参加したいのに、手話通訳依頼・申請できない問題がある。 聴覚障害者が参加する行事等の主催者側が、聴覚障害を理解し、手話・要約筆記通訳派遣申請するなど、聴覚障害者がいろいろな情報を聞く権利を守り、楽しく集える場を作ってほしい。	障害者総合支援法に基づく手話通訳の派遣の対象は、日常生活及び社会生活を営むために必要なものとされており、その趣旨に基づき、市町村（専門性の高いものは県）においてその適否を判断しています。いただいたご意見は、条例案第11条に規定する手話通訳者の派遣体制の整備に係る取組の参考とさせていただきます。 なお、主催者が民間事業者の場合は、条例案第5条でサービスの提供に際しては手話の使用に関し合理的配慮に努めるものとしておりますので、その趣旨について事業者への啓発に取り組んで参ります。
	啓発講演やイベントなどにおける情報保障について、ある講演会で手話通訳があるかどうか分からず、問い合わせると「予算がない」という理由で配置されていないことがあった。聴覚障がい者は自由に参加できず、公平ではないと感じる。手話通訳者の配置、予算の確保をしてほしい。	いただいたご意見は、条例案第11条に規定する手話通訳者の派遣体制の整備に係る取組の参考とさせていただきます。
第12条 (学校等における取組)	健聴者が学校において国語(言語)を学び、国語で学習するように、聴覚障害者・児においても、手話(言語)を獲得し、手話で学び、手話を学ぶ、そして手話を使い、手話を守って行くことが大切ではないかと思う。	
	現在の聾学校では、子どもたちに手話を教える授業がないと聞いた。 健常者が国語を習うように、聾者もコミュニケーションがとれる基本的な手話を習えるような環境づくりをお願いする。	
	大分県において聴覚に障害があるにも関わらず、教員の知識不足のため手話教育を受けられず、大人になって手話を知ることになった方が多数いる。また、教員が手話に精通していないため、手話の習得につながらない・理解できないという声も聞かれる。このようなことが解消される内容にしていきたい。 ろう児等が通学する学校の設置者は、手話に精通した教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員のろう教育の専門性の向上に関する研修等の機会の確保に努めるものとする。（他県参考）	条例案第12条では、聴覚障がい児が通学する学校等の教職員が手話に関する知識・技術を身につけるための措置、聴覚障がい児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供、聾学校における手話に通じた教職員の育成について規定しています。 これにより手話を必要とする聴覚障がい児が手話を学び、手話を使用して学ぶことができるよう取り組んで参ります。

<p>聾学校の教員は、聾学校に赴任する前に手話を習得して、聞こえない子どもたちと手話でコミュニケーションを図ることが必要。</p>	
<p>ろう者がいる学校の行事には、親が依頼しなくても自然に手話通訳がついたら良い。 ろう学校の先生くらいは本当に手話のできる先生で。 学校の教科が、国語、算数、社会、手話～などになればよい。</p>	
<p>聾学校では、通学する子どもの多様化や生徒数の減少により、人工内耳装着児とろう児が一緒に教室で学ぶことを余儀なくされている。教職員が手話技術に長けていても、声を出しながらの手話（日本語対応手話）であって、ろう児が理解できる手話（日本手話）ではないため、習熟度に差が出ているように思う。せっかく特別支援学校（聾学校）に通っているのに、ろう児が理解できない授業では本末転倒のようである。 児童・生徒が分かる手話技術とは何かを教職員に指導できるろう者（ろう教師）の活用を期待する。</p>	<p>条例案第12条第3項では、聾学校における手話に通じた教職員の育成を規定しています。 一方で、同校における児童・生徒の障がいの状態、補聴器・人工内耳の装用の有無、教育歴などは多様化しており、様々な意思疎通手段の中から、適切な手段を選択したり複数の方法を組み合わせることで、意思の相互伝達を図りながら、教育を行う必要があると考えます。 そうした中、手話を必要とする聴覚障がい児については、手話を学び、手話を使用して学ぶことができるよう、ろう者である教職員の活用を含め、手話に通じた教職員の育成に取り組んで参ります。</p>
<p>現在、保育園・幼稚園等で手話を使用した歌の発表会が行われているが、それだけで終わっており、次のステップへは繋がっていないように思う。 小中学校教育においても引き続き手話を学習する場面があれば、より理解が深まると思う。</p>	
<p>できれば普通学校(小学校)において、年に数回の手話学習を取り入れるなどすれば、若い段階からろうあ者や手話に対して関心を持ち成人してからも障害に対しての心遣いができるようになるなど、偏見や差別がない明るい社会の実現につながると思う。</p>	
<p>一人の聴覚障害児が通う小学校の周りの子供達が、指文字を覚えてすぐにコミュニケーションする姿に感動した。やはり小さい時から手話に触れる（目で覚える）ことの大切さを感じる。 これからも調査研究を深め、施策を策定及び実施することを願う。</p>	
<p>小さい頃から手話に触れたり、聴覚障害者の存在を知るためにも、学校等で繰り返し手話教室を設けてほしい。</p>	
<p>私は定年後に手話の学習を始めたが、日常会話を満足に行うことも難しい。例えば英語の学習指導要領が見直され小学校から始まる方向になったように、まずは長期的に学校教育の中に取り込んでいく方法を検討してみるのが良いと考える。</p>	<p>手話に対する理解の促進と手話の普及を図るためには、学齢期の児童・生徒へ働きかけることが効果的であることから、条例案第12条第4項では、児童及び生徒が学校において基本理念及び手話に対する理解を深めるため、県は地域の実情に応じて手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。</p>
<p>日本人は外国人に比べて表現が乏しいと言われがちだが、手話をするると表現がとても豊かになる。 例えば小中学校で手話の学習を導入するなどと、手話に興味を抱く子供も増え、表現力が増すことも考えられる。 手話言語条例に期待する。</p>	<p>児童生徒に対する啓発の実施や、地域のろう者や手話通訳者等の協力を得て手話に関する学習が行われるよう学校への支援等に取り組んで参ります。</p>
<p>教育において、「手話は言語である」という啓発活動をしてほしい。小中学校や手話学習者との交流の機会を増やすことにより、手話はコミュニケーション手段の一つという認識が広がり、差別解消推進にもつながる。</p>	

第12条
(学校等における取組)

第12条 (学校等における取組)	最近、小学校でも英語の授業をしているが、手話についても学習してほしい。	
	最近、保育園や幼稚園の中で手話でのあいさつやコーラスを取り入れ、手話に親しんでいる。小・中・高校などでも学校の授業に手話を取り入れると、手話が広がりろう者への理解につながっていくと思う。	
第14条 (手話に関する調査研究)	手話の表現を統一すれば通訳者も聾者の言葉を伝えやすくなると考える。	条例案第14条では、手話に関する調査研究の推進等について規定しています。 ろう者や手話通訳者等が手話の発展に資するために行う調査研究に対しては、県として必要な協力を行って参ります。

大分県議会事務局 政策調査課

電話 097-506-5033

FAX 097-506-1785

電子メール a21000@pref.oita.lg.jp